

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 7 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条、第 3 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条関係）			
組 織		職 員		組 織		職 員	
[略]				[略]			
知事 の 事 務 部 局	本庁	部局等	部長 総合政策室長 総合雇用 対策局長 技監 担当技監 企 画室の室長 首席政策監 産業 廃棄物不法投棄緊急特別対策室 長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総合雇 用対策監 担当課長（部、室又 は課内の人事、給与又は服務に 関する事務を総括する者に限 る。） 秘書担当課長 法務私学 担当課長 <u>人財組織改革担当課 長</u> <u>給与職員福祉担当課長</u> <u>財 政改革担当課長</u> 予算担当課長 管財課の管理担当課長 主任主 査及び主査（課内の人事、給与 又は服務に関する事務を総括す る者に限る。） 総合政策室の主 任主査及び主査（政策調査に関 する事務又は秘書の事務を担当 する者に限る。） 総務室の主任 主査及び主査（法務に関する事 務を担当する者に限る。） 人事 課の <u>人財組織改革又は給与</u> に関 する事務を担当する主任主査及 び主査並びに人事又は給与に関 する事務を担当する主任及び当 該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査 （財政改革又は予算調製に関 する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁 舎管理に関する事務を担当する 者に限る。）並びに守衛長	知事 の 事 務 部 局	本庁	部局等	部長 総合政策室長 総合雇用 対策局長 技監 担当技監 企 画室の室長 首席政策監 <u>地域 振興支援室長</u> 産業廃棄物不法 投棄緊急特別対策室長 総務室 長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総合雇用対策監 <u>総務事務センター所長</u> 担当課 長（部、室又は課内の人事、給 与又は服務に関する事務を総括 する者に限る。） 秘書担当課長 法務私学担当課長 <u>人財給与担 当課長</u> 予算担当課長 管財課 の管理担当課長 主任主査及び 主査（課内の人事、給与又は服 務に関する事務を総括する者に 限る。） 総合政策室の主任主査 及び主査（政策調査に関する事 務又は秘書の事務を担当する者 に限る。） 総務室の主任主査及 び主査（法務に関する事務を担 当する者に限る。） 人事課の <u>人 財給与又は組織改革</u> に関する事 務を担当する主任主査及び主査 並びに人事又は給与に関する事 務を担当する主任及び当該事務 の企画を担当する主事 予算調 製課の主任主査及び主査（財政 改革又は予算調製に関する事務 を担当する者に限る。） 管財課 の主任主査及び主査（庁舎管理 に関する事務を担当する者に限 る。）並びに守衛長
			[略]				[略]

出先 機関	地方振 興局	局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長（盛岡地方振興局に限 る。） 農村整備室長 出張所長 （岩手に限る。） ダム建設事務 所長 土木事務所長 林務事務 所長 <u>支所長</u> 企画総務部の管 理主幹及び総務課長
	[略]	
	杜陵学 園	[略]
	<u>工業技 術集積 支援セ ンター</u>	<u>所長</u>
	<u>工業技 術セン ター</u>	<u>所長 副所長 総務部長</u>
	先端科 学技術 研究セ ンター	[略]
	[略]	
	農業改 良普及 センタ ー	<u>所長 地域普及所長</u>
	[略]	
	消防学 校	校長
<u>総務事 務セン ター</u>	<u>所長</u>	

出先 機関	<u>広域振 興局</u>	<u>局長 副局長 保健福祉環境技 監 工業技術集積支援センター 所長 部長 農村整備室長 総 務課長</u>
	<u>広域振 興局総 合支局</u>	<u>総合支局長 保健福祉環境技監 部長 農村整備室長 センタ ー所長 支所長</u>
	地方振 興局	局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長（盛岡地方振興局に限 る。） 農村整備室長 出張所長 （岩手に限る。） ダム建設事務 所長 土木事務所長 林務事務 所長 企画総務部の管理主幹及 び総務課長
	[略]	
	杜陵学 園	[略]
	先端科 学技術 研究セ ンター	[略]
	[略]	
	農業改 良普及 センタ ー	<u>所長 副所長 普及サブセンタ ー所長</u>
	[略]	
	消防学 校	校長

教育 委員 会 の 事務 局等	事務局	本庁	<p>教育長 <u>教育次長</u> <u>高校改革推進室長</u> <u>全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長</u> <u>総括課長</u> <u>高校改革推進監</u> <u>全国スポーツ・レクリエーション祭推進監</u> 担当課長（課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事担当課長 県立学校人事担当課長 <u>全国スポーツ・レクリエーション祭推進監補佐</u>（<u>全国スポーツ・レクリエーション祭推進室内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。</u>） <u>総務課の主任主査及び主査</u>（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 <u>主任管理主事</u> <u>管理主事</u></p>
		教育事務所	<p>所長 <u>次長</u> 課長 <u>主任管理主事</u> <u>管理主事</u></p>

教育 委員 会 の 事務 局等	事務局	本庁	<p>教育長 <u>教育企画室長</u> <u>学校教育室長</u> <u>総括課長</u> <u>担当課長</u>（<u>室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。</u>） <u>高校改革担当課長</u> 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事担当課長 県立学校人事担当課長 <u>教育企画室の主任主査及び主査</u>（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 <u>主任経営指導主事</u> <u>経営指導主事</u></p>
		教育事務所	<p>所長 課長 <u>主任経営指導主事</u> <u>経営指導主事</u></p>

教育 機関	総合教 育セン ター	所長 <u>次長</u>
	[略]	
	高等学 校	校長 教頭 事務長 <u>りあす丸</u> 及び翔洋の船長
	盲学校	校長 教頭 事務長
	ろう 聾学校	校長 教頭 事務長
	養護学 校	校長 教頭 事務長
	[略]	
[略]		
労働委員会事務局		[略]
海区漁業調整委員会事 務局		[略]

教育 機関	総合教 育セン ター	所長 <u>総務部長</u>
	[略]	
	高等学 校	校長 教頭 <u>(人事、給与又は服 務に関する事務を総括する者に限 る。)</u> 事務長 <u>りあす丸</u> 及び翔 洋の船長
	盲学校	校長 教頭 <u>(人事、給与又は服 務に関する事務を総括する者に限 る。)</u> 事務長
	ろう 聾学校	校長 教頭 <u>(人事、給与又は服 務に関する事務を総括する者に限 る。)</u> 事務長
	養護学 校	校長 教頭 <u>(人事、給与又は服 務に関する事務を総括する者に限 る。)</u> 事務長
	[略]	
[略]		
労働委員会事務局		[略]
<u>収用委員会事務局</u>		<u>事務局長</u>
海区漁業調整委員会事 務局		[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。